

【資料1】

# 個人情報保護法の 改正について

総務局  
行政部  
行政情報課

# 1 はじめに

## 現在

札幌市における個人情報の取扱いは、札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号。以下「保護条例」という。）に基づいている。

### 個人情報保護法の改正（令和5年春施行）

《目的》国の行政機関、民間事業者、地方公共団体等が別々のルールで個人情報を取り扱っている現状を踏まえ、ルールを統一することで、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立を図る。

## 令和5年春までに

札幌市にも改正後の個人情報保護法（以下「保護法」という。）が適用されるため、保護法を施行するための条例（以下「施行条例」という。）の制定など、保護法施行に必要な変更を行う。

## 2 保護法の適用対象

保護法 **T** 第4章…民間事業者向けの規定  
**E** 第5章…行政機関等向けの規定  
その他…両者共通の規定

行政機関等とは（法第2条第11項）

- ①国の行政機関、②地方公共団体の機関、③独立行政法人等、④一部の地方独立行政法人

《例外》

地方議会：国会と同じく保護法が適用されない。

⇒独自に個人情報保護に係るルールを定める。

市立札幌病院と札幌市立大学における個人情報の取得・利用・提供については、医療・学術分野でのデータの利活用の促進のため、第4章（民間）の規定が適用される。開示請求や個人情報ファイル簿など（後述）については第5章（行政）の規定が適用される。（法第58条、125条）

# 3 定義の一元化

保護法により「個人情報」などの定義が統一される。保護条例での取扱いと大きく変わらないが、以下の「要配慮個人情報」の考え方が本市にも導入される（国、民間事業者、一部の地方公共団体では導入済み）。

## 保護条例（条例第7条第4項）

思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。

《例外》 ①法令等に定めがあるとき ②審議会で認められたとき

## 保護法 （法第2条第3項）

### 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報

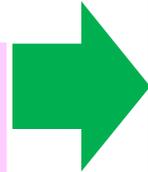
⇒個人情報全般の保有について、法令等に定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定されている。（法第61条）

# 4 個人情報取扱い①

## ① 個人情報の収集

保護条例（条例第7条第2項）

- 本人収集の原則
- 例外（審議会で認められたときなど）に該当するときのみ本人外収集ができる。



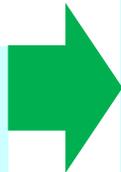
保護法（法第61条、第62条）

- 法令等の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定
  - 利用目的の明示を義務化
- ⇒ 本人から書面で個人情報を取得するときは原則として利用目的を明示（窓口の掲示や申請書の様式など）

## ② 個人情報の利用・提供

保護条例（条例第8条第1項）

- 目的内利用・提供の原則
- 例外（審議会で認められたときなど）に該当するときのみ目的外利用・提供ができる。



保護法（法第68条、第69条）

- 目的内利用・提供の原則は変わらず。
- 例外規定から審議会の規定がなくなり、新たに「相当の理由があるとき」や「特別の理由があるとき」が設けられる。
- 委員会への報告義務（100件以上の漏えい等）

# 5 個人情報取扱い②

## ③個人情報の電算処理・電算結合

**保護条例**（条例第9条、第10条）

電算処理・電算結合をするときは原則として事前に審議会に諮問する。



## 保護法

○電算処理・電算結合に当たっての審議会の規定はない。

改正個人情報保護法の個別条文に関する逐条解説（暫定版）

「令和3年改正法においては、安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定を設けており、これらの規定を適正に運用することで、オンライン・オフラインを問わず、必要な保護が図られることから、オンライン化や電子化のみに着目した特則を設けることとはしていない。」

○セキュリティポリシーやマイナンバーの保護を含めた体系的な安全管理措置のルールを定める。（法第66条）

# 6 個人情報ファイル簿

## 保護条例 (条例第6条)

個人情報を取り扱う事務ごとに「個人情報取扱事務届出書」を作成する（市役所で閲覧）。

○事務の名称、目的、記録項目、収集先などを記載する。

## 保護法



(法第60条第2項、第74条、第75条)

システムや名簿ごとに「個人情報ファイル簿」(単票)を作成する（市役所で閲覧+ホームページで公表）。

○システムや名簿の名称、利用目的、記録項目、収集方法などを記載する。

○個人情報ファイルに「要配慮個人情報」が含まれているときはその旨を記載する。

○1000人未満のシステムや名簿については作成対象外

7

# 7 開示・訂正・利用停止請求

以下の3つの請求制度は保護法でも引き続き規定される。

- ①開示請求…自分の個人情報の開示を求める。  
(法第76条、条例第14条)
- ②訂正請求…開示された個人情報に誤りがあるときに訂正を求める。(法第90条、条例第26条)
- ③利用停止請求…開示された個人情報が違法に取り扱われているときに利用停止を求める。(法第98条、条例第33条)

## 保護法による主な変更点

- 任意代理人による開示請求等が認められるようになる。  
※保護条例では法定代理人のみ
- 開示請求等の手続の大部分は保護法で規定されるが、一部の手続（手数料の額など）は施行条例で定める。(法第89条)

# 8 行政機関等匿名加工情報①《新規》

## 行政機関等匿名加工情報（法第2条第6項、第60条第3項）

個人情報ファイルの個人情報を加工（削除、置き換え）して、個人を識別できなくしたデータ

⇒希望する民間事業者へデータを提供する制度が開始（国では既に実施）

《目的》

データを活用することで①新たな産業の創出、②活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現を図る。

## 国が示す想定事例

《ペット用品を販売する民間事業者》

犬の登録を行う際のデータ

- ・ どの地域でどの犬種が飼われているかを分析
- ・ どのような飼主がどの犬種を飼っているかを分析

} 分析結果をもとに  
マーケティング

⇒ペット用品店の品揃えや出店が利用者のニーズに沿う。

# 9 行政機関等匿名加工情報②《新規》

## 行政機関等匿名加工情報の提供の流れ

①提案の募集…個人情報ファイルを行政機関等匿名加工情報として活用したい民間事業者からの提案を募集する。（法第111条）



②審査…提案内容が国の基準を満たしているか審査する。（法第114条）  
（例：欠格事由に該当しないか、加工対象の人数が1000人以上か）



③手数料の納付・契約…手数料を納めてもらった上で契約を締結する。  
※手数料：政令で定める額を標準として施行条例で定める。（法第115条、第119条）



④データ作成・提供…個人の識別・復元ができないように個人情報を加工したデータを民間事業者へ提供する。（法第116条）

加工例：氏名・住所・生年月日の場合

- A 氏名を削除する。
- B 住所の区より後ろを削除する。
- C 生年月日の月日を削除する。

加工例：特異な情報の削除・置き換え

- ・ 特殊な世帯（子どもが10人以上等）に関する情報を削除する。
- ・ 「116歳」を「90歳以上」へ置き換える。

10

# 10 審議会

## 基本的な役割 (法第129条)

施行条例で定めることで、個人情報<sup>の</sup>適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会へ諮問することができる。

## 保護条例 (条例第7条～第10条)

本人外収集、目的外利用・提供、電算処理等の際に諮問

## 保護法



改正個人情報保護法の個別条文に関する逐条解説 (暫定版)

「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨 (=全国的な共通ルールに基づき運用する) に照らして許容されない。」

※マイナンバーに関する特定個人情報保護評価書については変更なし o1

# 11 委員会との関係《新規》

- 委員会が保護法の解釈権限を持ち地方公共団体を監督する。
- 個人情報の取扱いに疑義がある場合は委員会に助言を求める（保護条例における審議会の役割）。（法第156～159条、第166条）

資料の提出の要求・実地調査・指導・  
助言・勧告・報告の要求



個人情報の取扱いについて助言を求める。

## 《その他》

- 施行条例を制定したときは委員会へ届出（法第167条）
- 毎年度、運用状況を委員会へ報告（委員会が取りまとめて公表）（法第165条）

# 12 施行条例

個人情報の取扱いの大部分は保護法で規定されるが、保護法の規定により下記のとおり①施行条例で定める必要がある事項と②施行条例で定めることができる事項がある。

## ① 施行条例で定める必要がある事項（法第119条、第189条）

- ・ 開示請求の手数料の金額
- ・ 行政機関等匿名加工情報の手数料の金額

## ② 施行条例で定めることができる事項（主なもの）

- ・ 要配慮個人情報の範囲を独自に広げること（条例要配慮個人情報）  
（法第60条第5項）
- ・ 公開条例と保護法の非開示情報のズレを調整すること（法第78条第2項）
- ・ 開示請求等の手続に関すること（法第108条）
- ・ 特に必要があると認めるときに審議会へ諮問すること（法第129条）

※その他個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項